

(平成22年5月12日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認旭川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人の平成5年4月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月から同年10月まで
国民年金保険料は、妻がA市役所や近隣の金融機関で納付していたのに、申立期間の保険料が未納となっていることに納得がいかない。
家計簿など国民年金保険料を納付していた事を示す資料は無いが、保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は7か月と短期間である上、申立人は、国民年金の加入期間において、申立期間を除き、国民年金保険料の未納が無く、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間の前後の国民年金保険料は納付済みであり、申立期間の前後を通じて申立人の生活状況に変化は認められないことから、申立人の妻が申立期間の保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年5月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年5月から49年3月まで

私の国民年金の加入手続は、私がA町に住んでいた20歳のころに、母親が集金人に頼んで行ってもらい、国民年金保険料は、家族の分の保険料と一緒に、母親が自宅に来ていた集金人に納付し、年金手帳に領収印を押してもらっていたか、納付書で納付していた。

私の姉も母親が国民年金保険料を納付していたのに、私の保険料を納付していなかったとは考えられないので、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳（昭和44年*月）ころ、A町で申立人の母親が集金人に頼んで国民年金の加入手続をしてもらい、母親が家族の国民年金保険料と一緒に申立人の保険料を集金人に納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、直前の任意加入被保険者資格の取得年月日から、B社会保険事務所（当時）において、昭和49年5月ころに払い出されていると推認でき、その時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付できない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人の母親が国民年金保険料を納付したとする集金人が集金することができた保険料は現年度保険料のみであり、過年度保険料は納付することができなかったと考えられるところ、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時点では、申立期間の保険料はすべて過年度保険料となることから、申立人は、国民年金手帳記号番号が払い出された昭和49年度の保険料から納付を開始したと考えるのが自然である。

さらに、申立人は国民年金の加入手続や国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の母親は、申立人の保険料の納付時期、納付金額についての記憶は曖昧であり、申立期間の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である上、母親が、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年7月から8年3月までの期間及び8年8月から9年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年7月から8年3月まで
② 平成8年8月から9年3月まで

私は、昭和58年5月分から、国民年金保険料の免除申請をしていたが、平成7年にA町役場の担当者から、「事業利益が出ているので、国民年金保険料の免除はできません。」と言われたため、同年7月に私の妻がB信用金庫C支店の私名義の預金口座から口座振替により、夫婦二人分の保険料を納付する手続きを取って保険料を納付していたか、私の分のみ、私名義の預金口座から口座振替により納付し、妻の分の保険料は、金融機関で納付書により納付していたと思う。

申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成7年7月から、夫婦二人分の国民年金保険料又は申立人の保険料を申立人の預金口座から口座振替で納付していたと主張しているが、申立人から提出のあった申立人名義の預金通帳から、夫婦二人分の保険料の振替が開始されたのは10年5月25日からであることが確認でき、申立期間①及び②を含む7年7月28日から10年4月27日までの期間における保険料の振替は一人分である。

また、申立期間①及び②における申立人の預金通帳に記載された国民年金保険料の口座振替は、毎月25日から30日の間に行われているところ、オンライン記録から、申立人の平成8年4月から同年7月までの保険料の収納年月日は9年1月10日、同年2月4日、同年3月4日及び同年4月2日となっており、保険料の口座振替時期と一致していない上、申立人の妻の当該期間の収納年月

日は、8年4月30日、同年5月30日、同年6月28日及び同年7月30日と口座振替時期は一致しており、保険料は毎月納付されていることから、申立人の預金口座から口座振替が行われた保険料は申立人の保険料とは考え難く、妻の保険料と考えるのが自然である。

さらに、申立人は平成7年から9年分までの所得税の確定申告書の控えを提出しているが、7年分の所得税の確定申告書の控えには国民年金保険料に関する記載が無い上、8年分の所得税の確定申告書の控えには8年1月から同年12月までの1年分の保険料14万5,800円、9年分の所得税の確定申告書の控えには9年1月から同年12月までの1年分の保険料15万2,100円の記載が確認できるものの、オンライン記録及び預金口座からの口座振替による収納年月日で当該確定申告書の控えに記載すべき期間の金額を計算すると、申立人の保険料額は、8年は0円、9年は15万1,600円となり、確定申告書に記載された保険料額とは一致せず、妻の保険料額と一致していることから、申立人の提出した当該確定申告書の控えに記載された保険料は、妻の保険料額が記載されたものと考えられる。

加えて、申立人は、自身の国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の預金口座からの保険料の口座振替手続及び納付書による保険料の納付を行ったとする申立人の妻の記憶は曖昧であることから、保険料の納付状況等が不明である上、妻が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月から同年6月まで

申立期間当時は、小さな子と妊娠中の妻がおり、厚生年金保険被保険者資格を喪失したため、平成5年4月ころに、国民健康保険の加入手続をA市役所で行ったが、私の場合、厚生年金保険から国民年金への加入手続が必要だという説明を受けて、同市役所で国民年金の加入手続もすぐに行った。

申立期間の国民年金保険料は、妻がA市内の郵便局で夫婦二人分の保険料を納付書により納めていたと思うが、納付時期や保険料額は憶えていない。

妻の国民年金保険料は、納付済みとなっているのに、私の国民年金の記録が無いのは納得がいかないので、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成5年4月ころに、国民健康保険の加入手続をA市役所で行い、その際に厚生年金保険から国民年金への加入手続を行ったと主張しているところ、申立人及びその妻は、A市において、5年3月31日から同年7月2日まで国民健康保険被保険者となっていたことが確認できるが、同市の国民年金被保険者名簿において、申立人の妻の記録はあるものの申立人の記録は無く、申立人が国民年金に加入していた形跡は見当たらない上、申立人が所持している年金手帳には、国民年金の加入記録に関する記載が無く、申立人に対して、国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、オンライン記録からも、申立人の申立期間は国民年金の未加入期間とされていることが確認できることから、当該期間については納付書が作成されず、妻が申立人の保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

さらに、申立人は、申立人の妻がA市内の郵便局で夫婦二人分の国民年金保険料を納付書により納めていたと主張しているが、申立人の保険料を納付していたとする妻は、保険料の納付時期、納付金額についての記憶は曖昧であることから、申立期間の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である上、妻が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 3 月 1 日から 37 年 3 月 1 日まで
社会保険事務所（当時）で厚生年金保険の加入期間を照会したところ、A株式会社B工場で勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を得た。

しかし、C社会保険事務所（当時）から交付された「厚生年金被保険者期間について（回答）」には、厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は昭和 35 年 3 月 1 日と書かれており、その写しを提出するので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A株式会社B工場において、昭和 35 年 3 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨主張しており、申立人提出の「厚生年金被保険者期間について（回答）」には、「C」の印とともに、申立人の「資格取得年月日」について「35. 3. 1」と記載されていることが確認できるものの、C年金事務所では当該記載の経緯は不明であると回答しており、また、適用事業所名簿によれば、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは 36 年 4 月 1 日であり、これより前の期間において同事業所が厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できない上、申立人には、申立期間の一部において、別の事業所における厚生年金保険の加入記録（昭和 33 年 4 月 1 日（取得）から 35 年 8 月 1 日（喪失）まで）が存在している。

さらに、A株式会社B工場において昭和 37 年 1 月 21 日及び 36 年 5 月

11日に厚生年金保険被保険者資格を取得した記録となっている元従業員二人のうち、前者は、「申立人は自分よりも後から入社してきた。」と証言しており、当該元従業員の、同事業所の前に勤務した事業所における資格喪失日は、同事業所での資格取得日とほぼ一致していることから、当時、A株式会社B工場では、勤務開始当初から厚生年金保険に加入させる取扱いとなっていたものと考えられるところ、後者は、「申立人の弟も同じころに入社してきた。」と証言しており、健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人の弟（昭和22年*月生まれ）の同事業所における資格取得日は37年4月12日となっている上、同年3月までは中学校に在籍していたものと考えられる。

加えて、A株式会社B工場は昭和54年7月27日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、現存している同社D工場でも、当時の資料は見当たらないとしており、このほか、申立人の申立期間における勤務の実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日まで
② 平成 15 年 6 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

申立期間①は、有限会社Aに、厚生年金保険に加入するという約束で入社し、2か月間勤務していた。

申立期間②は、B株式会社に、厚生年金保険に加入するという約束で入社し、4か月間勤務していた。

申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、給与明細書（平成 15 年 4 月分）、雇用保険の加入記録（平成 15 年 4 月 2 日（取得）から同年 4 月 17 日（離職）まで）及び同僚の証言から、申立人が雇用保険の加入期間において、有限会社Aに勤務していたことが認められる。

しかしながら、申立人提出の給与明細書（平成 15 年 4 月分）では、雇用保険料 609 円が控除されているものの、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、事業主提出の申立人に係る「平成 15 年分給与所得の源泉徴収票」の社会保険料等の金額 609 円と当該明細書の雇用保険料の控除額は一致している。

さらに、連絡の取れた元従業員は「申立人のことは覚えているが、ごく短期間しか（一緒に）働いていないので、あまり面識はありません。」と証言しているところ、申立人からは 15 年 5 月分以降の給与明細書の提出は無く、加えて、事業主提出の申立人に係る「平成 15 年分給与所得の源

泉徴収票」の給与賞与に係る支払金額欄の金額（8万5,000円）と同年4月分の給与明細書に記載されている金額（支給額合計8万7,000円から非課税通勤費2,000円を除いたもの。）は一致しており、このほかに、申立人が申立期間において厚生年金保険料を給与から控除されていた事情はうかがえない。

申立期間②について、事業主提出の申立人に係る個人稼働実績表（出勤簿）の記録及び雇用保険の加入記録から、申立人が、平成15年6月10日から同年9月27日までの期間においてB株式会社で勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録によれば、B株式会社は平成14年12月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同日より後の期間において同社が厚生年金保険の適用事業所となった記録は見当たらない。

さらに、事業主は、「申立人の給与から厚生年金保険料を控除したことはない。適用事業所でなくなる時に、従業員宅を一軒一軒頭を下げながら回って説得した。そのつらさをわかっているので、厚生年金保険に加入しているとは絶対に言っていない。面接担当にも言わせた覚えはない。」と回答しており、事業主提出の「平成15年分給与所得の源泉徴収票」の社会保険料等の金額欄には、「1,566円」と記載されていることが確認でき、当該社会保険料の金額からは、厚生年金保険料を控除されていたとは考え難い上、連絡の取れた元従業員（3人）は、「会社が適用事業所ではなくなった後に、厚生年金保険料を給与から控除されていた事実はない。申立人のことは覚えていない。」と回答しており、このうち二人については、平成14年12月1日より後の期間において、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付した記録となっている。

このほか、申立人の両申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。